

利用調整基準の見直しについて

1. 利用調整基準の見直しについて

(1) 現 状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準を策定する際には、旧基準や、国通知における優先利用の取扱を踏まえ、シミュレーションなどを行い策定したが、運用後、待機児童の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見が寄せられるなど、新たな課題がでてきた。

そのため、保育枠の拡充につながるよう保育士等の子どもの優先利用及び、きょうだいや地域型保育の卒園児に関する調整点数の見直しを行った。

(2) 課 題

①保育士等の優先利用について

現在の基準では、保育枠の拡大につながるといった観点から、市内の保育所等で勤務している「保育士・保育教諭」に限って、優先利用の対象としているが、認定こども園で勤務している幼稚園教諭は対象となっていない*。

また、長期休業中も含め、長時間での預かり保育を実施している幼稚園においては、保育を必要とする家庭も利用している状況にある。

待機児童解消に向けては、これらの施設で寄与いただいているが、保育士と同様に、幼稚園教諭も人材が不足している、といった課題がある。

(参考：「調整点数」保護者が保育士等として勤務している場合)

保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所等に月 120 時間以上勤務する場合（内定を含む）。	30
--	----

*保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方が必要であるが、平成 31 年度までの経過措置期間中については、幼稚園教諭又は、保育士資格のいずれかの資格のみで可。

②同一点数時の基準について

同一点数の者が複数人いた場合には、「同一点数時の順位表」に基づいて優先順位を設定しているが、最終的には「社会的・経済的状況」によって、決定している。この「社会的・経済的状況」は、例えば、保護者の通勤時間の長短や、育児休業の延長の可否、世帯の所得金額などによって総合的に判断すること、としているが、保護者からは「不明瞭である」といった意見が寄せられている。

(参考：同一点数時の順位表)

1	神戸市民である（転入予定者を除く）。
2	基本点数が高い順。
3	当該保育所等の希望順位が高いもの。
4	3ヶ月分以上利用料（保育料）の滞納がないこと。
5	社会的・経済的状況。

③育児休業中の利用申込みについて

小規模保育事業所を卒園するタイミングで、下の子の育児休業中になると、現基準では3歳児以降の利用申込みができない。

5歳まで利用ができる施設であれば、育児休業中の継続利用も可能であることから、小規模保育事業所の卒園後も、利用申込みができるようにならないか、との声があがっている。

④他市からの申込における利用調整について

市外に居住している児童の利用申込に関しては、現基準では、転入予定を除き、「調整点数」において、減点の措置を設けて市民が、優先されるようにしているが、点数によっては、市外居住児が入所となり、神戸市に居住している児童が入所できない、といったことがある。

(3) 方針

平成31年4月入所より、上記課題に対応できるよう利用調整基準を見直す。

具体的には、

①保育士等の優先利用について

例えば、認定こども園や、長期休業中も含め長時間預かりを実施している幼稚園で勤務している幼稚園教諭など、保育卒の拡大に寄与する場合も、調整点数の対象となるよう見直しを行う。

②同一点数時の基準について

現在の「同一点数時の順位表」にある「5社会的・経済的状況」を明確にし、市民にもわかりやすい基準へと変更する。

③育児休業中の利用申込みについて

小規模保育事業所からの卒園の時期に限って、育児休業中であっても利用申込みができるよう基本点数に新たな項目を設ける。

④他市からの申込における利用調整について

平成30年4月時点の、本市における待機児童数が、昨年と比較し、大幅な増加となった。その状況を鑑み、より市内居住児が優先されるような手続きへと変更し、「調整点数」も見直しを行う。

(4) スケジュール

- ① 6月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
- ② 8月 市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
- ③ 9月 市民に対し、31年4月入所の案内時に周知